

堺市監査委員公表第23号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年7月10日

堺市監査委員	札	場	泰	司
同	大	林	健	二
同	原		繭	子
同	澤		由	美

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	定期監査及び行政監査	
監 査 実 施 期 間	令和 7 年 11 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 30 日	
措置を講じた部局等	泉北ニューデザイン推進室	
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課
1 (1) 公有財産（土地・建物）の管理について 公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 公有財産の管理 令和 7 年 12 月 16 日に近隣センター4 か所の実地調査を行ったところ、防犯カメラを設置しているにもかかわらず、行政財産の目的外使用許可又は普通財産の貸借契約を行っていないものがあった。	申請内容と相違がないかを確認する視点で現地確認を行っていたため、未申請物件の確認に至っていませんでした。 御指摘を受けた茶山台近隣センターの 3 台と若松台近隣センターの 2 台については令和 8 年 3 月 18 日に目的外使用許可手続を完了し、御池台近隣センターの 2 台については令和 8 年 3 月 24 日に貸借契約手続を完了しました。 今後は、現地確認の際には申請の有無に限らない視点で調査を行い、近隣センター関係者に対して新規で設置する際には申請手続が必要である旨を周知するなど適切な施設管理に努めます。	事業推進担当

1 (2) 委託料について 委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 再委託に係る届出 近隣センター管路施設清掃及び調査業務について、契約書では、受注者が業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ市と協議し、市の同意を得た上で、書面をもって市に届け出なければならないとされている。 しかし、受注者が第三者に、業務の一部である警備業務を再委託しているにもかかわらず、市は書面による届出を受けていなかった。	再委託に必要な提出書類に関する認識が発注者、受注者ともに不十分で一部再委託に係る必要書類の提出を受けていませんでした。 受注者からは令和 8 年 1 月 22 日に「一部再委託届出書」及び「(再委託先からの) 誓約書」の提出を受けました。 今回の事案について室内で既に注意喚起を行っており、今後は、調達課が作成している「事務手続に係るチェックリスト」を用いて手続に誤りがないかの確認を定期的に行います。また、契約時には受注者への指導を徹底し、支出命令書の決裁時には決裁者による最終確認を行います。	事業推進担当
イ 入札・随意契約結果の公表 委託業務の入札等結果のホームページ公表に係る事務マニュアルでは、予定価格が 100 万円を超える委託業務の入札・契約結果を市ホームページで公表することとされている。(なお、令和 7 年 10 月以降に入札の公告等を行った案件からは、予定価格が 200 万円を超える委託業務が	委託業務とホームページ公表の担当者が同一でなく、情報共有が不十分であったことが原因でホームページ公表が漏れていました。 御指摘を受け、令和 8 年 1 月 1 日に公表しました。 今後は、新たに作成した委託業務の進捗に関する管理簿	事業推進担当

公表の対象とされている。) しかし、近隣センター管路施設清掃及び調査業務では、予定価格が 100 万円を超えているにもかかわらず、公表していなかった。 1 (5) 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 切手等受払簿の整理 切手等受払簿の月締め処理時に記録管理を行う際は、物品取扱員が物品管理者へ月計報告を行い、物品管理者はその内容を確認し、切手等受払簿に確認した旨の自署又は押印をすることとされている。 しかし、4 月以降の月締め処理時に物品管理者が自署又は押印していなかった。	を基に委託業務とホームページ公表の担当者による情報共有を徹底し、必要な手続に漏れが生じないようにします。 切手等受払簿の月締め処理の際、物品取扱員が受払内容や保管枚数等を確認の上、物品管理者へ月計・累計報告を行い、物品管理者も報告内容を確認していました。 しかし、物品管理者は令和 7 年度からマニュアルが変更になっていること、切手等受払簿の様式が変更になっていることは認識していましたが、月計欄や累計欄に物品管理者の自署又は押印が必要となる等、制度改正の変更点を十分に認識できておらず、自署又は押印を失念していたものです。 御指摘を受け、再度内容確認を行い、令和 7 年 12 月 17 日に物品管理者の押印を行いました。 御指摘を受けた内容は令和 8 年 1 月 5 日の室内管理職会	企画推進担当
--	---	---------------

	議で共有し、さらに同年 1 月 15 日、室内全員にメールにて注意喚起を行いました。 今後は「切手等受払時のチェックリスト」を活用の上、再発防止に努めます。また、今後、マニュアルの変更など制度改正があった場合は、物品管理者、物品取扱員だけでなく室内全員に情報共有、注意喚起を行い、室内全員が制度改正点を理解し、同様の事例が発生しないよう努めます。	
--	---	--